

お客様各位

2024 年 11 月吉日

ドバイ向け B/L 記載に関する注意事項

平素より上海錦江航運(集団)股份有限公司をご利用いただきまして、誠に有り難うございます。
おかげ様でドバイ向けのサービス航路を新規開設することができ、日本発輸出貨物の引き受けも可能となり、厚く御礼申し上げます。ついてはドバイ向け(POD: ジェベルアリ)貨物の B/L 記載に関する注意事項について以下の通りご案内申し上げます。

記

ドバイ税関の取り決めにより、以下の情報はすべて必須記入事項扱いとなります。
漏れなく記載するよう、お願い申し上げます。

- ① Consignee 欄と Notify Party 欄の「携帯電話」情報。
- ② Consignee 欄と Notify Party 欄の「VAT No.」情報。
- ③ Consignee 欄と Notify Party 欄の「P.O. BOX No.」情報。
- ④ Consignee 欄と Notify Party 欄の「FAX」情報、「EMAIL」情報。
- ⑤ Notify Party が SAME AS CONSIGNEE の場合のみ、
Notify Party 欄にて上記する①～④の情報を記載する必要がございません。
- ⑥ Consignee が TO ORDER の場合のみ、
Consignee 欄にて上記する①～④の情報を記載する必要がなくなるが、
Notify Party 欄にて上記する①～④の情報を記載する必要があります。
- ⑦ 6 桁の HS CODE 情報。

上記情報を B/L 上・マニフェスト上にて確認できなかった場合、ドバイ税関に輸入通関を差し止められたり、罰金を課されたりする可能性がございますので、記載漏れが無いようよろしくお願い申し上げます。

以上